

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和5年6月12日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	<input type="radio"/> 知事	<input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	大阪府	
3. 市区町村名	枚方市	
4. 届出番号	4	
5. 独自利用事務の事例番号	57-1	
6. 独自利用事務の対象者	ひとり親家庭の親・子及び扶養義務者	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和5年3月7日	
8. 保護評価の実施の有無	1. 有	▼
9. 評価書番号	27	
10. 保護評価書の名称	枚方市 ひとり親家庭の医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書	
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.pbc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E6%9E%9A%E6%96%B9%E5%B8%82%E9%95%B7&ev_name=%E3%81%B2%E3%81%A8%E3%82%8A%E8%A6%AA%E5%AF%B6%E5%BA%AD%E3%81%AF%E5%8C%BB%E7%99%8	
12. 委任関係		▼

執行機関名 枚方市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	枚方市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年枚方市条例第21号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	37	
③ 番号法別表第2の項	57	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び(1)		枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第3の項

<p>④ 趣旨又は目的の該当部分</p>		<p>枚方市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年枚方市条例第21号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>
<p>⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所</p>	<p>児童扶養手当法第1条</p>	<p>枚方市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第1条</p>
<p>⑥ 事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 この法律は、(父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって(児童の福祉の増進)を図ることを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、(ひとり親家庭等)に対し、医療費の一部を助成することにより、生活の安定と(児童の健全な育成)を図ることを目的とする。</p>
<p>⑦ 独自利用事務の関連規範</p>		<p>枚方市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年枚方市条例第21号)、枚方市重度障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年枚方市条例第3号)、枚方市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則(昭和55年枚方</p>

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	枚方市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第4条
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭の医療費の助成の受給資格に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 イ	枚方市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第2条第2項第2号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	児童福祉法第二十四条二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報	児童福祉法第二十四条二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ロ	枚方市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第2条第2項第2号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報(同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置に係る部分に限る。)	児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報(同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置に係る部分に限る。)
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ハ	枚方市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第2条第2項第4号、枚方市重度障害者の医療費の助成に関する条例第2条第1項第1号、第3号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ホ	枚方市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第2条第3項
②情報提供者	市町村長	市町村長

③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ニ	枚方市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第2条第1項
②情報提供者	法務大臣	法務大臣
③提供を求める特定個人情報	戸籍関係情報	戸籍関係情報
特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ヨ	枚方市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第3条第3項ただし書、枚方市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第9条第5項、第19条第1項
②情報提供者	内閣総理大臣	内閣総理大臣
③提供を求める特定個人情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報
特定個人情報		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ヘ	枚方市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第2条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	枚方市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第4条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭の医療費の助成の受給資格に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ1	枚方市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第2条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合

③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ2	枚方市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第2条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ3	枚方市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第2条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ4	枚方市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第2条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ5	枚方市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第2条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

備考	
----	--